

令和7年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

令和7年2月14日 開会

令和7年2月14日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和7年2月14日（金曜日）午後3時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件
- 日程第5 提案理由の概要説明
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第8 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する件
- 日程第9 議案第3号 秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する件
- 日程第10 議案第4号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第11 議案第5号 秋田県市町村総合事務組合规約の一部変更についての協議に関する件
- 日程第12 議案第6号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第7号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第8号 令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第15 議案第9号 令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 委員会提出議案第1号
秋田県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	佐藤哲治	5番	小松穂積
9番	小林悟	10番	古谷武美
11番	堀部壽	12番	宮崎信一
13番	黒沢龍己	14番	目時重雄
15番	伊藤秀明	16番	佐々木文明
17番	田川政幸	18番	堀内満也
20番	畠山菊夫	21番	齋藤多聞
22番	高橋浩人	23番	森元淑雄
24番	中村房司	25番	佐々木修

欠席議員（7名）

2番	安井和則	3番	小野正伸
4番	武田晋	6番	佐藤一夫
7番	関厚	8番	湊貴信
19番	渡邊彦兵衛		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積志	副広域連合長	鈴木雄大
副広域連合長	松田知己	事務局長	小川宏人
事務局次長 兼会計管理者	本戸幸治	総務課長 兼会計室長	米谷裕二
業務課長	石井中		

議会担当職員出席者

議会書記	舘岡賛	議会書記	黒川さやか
------	-----	------	-------

午後3時12分 開 会

○議長（黒沢龍己） ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、これから令和7年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒沢龍己） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、小林悟議員、畠山菊夫議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（黒沢龍己） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（黒沢龍己） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第4 議案審議（人事案）

○議長（黒沢龍己） 日程第4、同意第1号「秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 同意第1号「秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」について、ご説明申し上げます。空席となっている秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長について、松田知己氏を選任いたしたく、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしくご審議の上、適切な決定をたまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長（黒沢龍己） お諮りいたします。本案は人事に関することですので、直ちに採択したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、ただちに採択することに決定いたしました。お諮りいたします。同意第1号は、同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定いたしました。

ここで松田副連合長の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

【午後3時15分 休憩 ・ 午後3時16分 再開】

○議長（黒沢龍己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田副広域連合長から、発言の申し出がありましたので、発言を許します。松田副広域連合長。

【松田副広域連合長 起立】

○副広域連合長（松田知己） 副広域連合長に選任いただきました美郷町長の松田でございます。連合長を補佐し、適切な業務推進に努めますのでよろしくお願いいたします。

日程第5 提案理由の概要説明

○議長（黒沢龍己） 日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件から、議案第9号、令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 令和7年2月広域連合議会定例会の開会にあたり、提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、本広域連合を取り巻く当面の状況について申し上げます。

昨年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行いたしました。

当初、被保険者の方々などから問い合わせ等ありましたが、その後、大きな混乱もなく、おおむね順調に推移しているものと考えております。また、後期高齢者における昨年11月のマイナ保険証利用率は、全国平均で21.18%、本広域連合管内で18.92%となっております。国では、さらなる利用率向上のため、先頭に立って周知等に努めるとしており、本広域連合におきましても市町村等と連携を図りながら、国の動きに合わせ、利用率向上に向けた取組みを進めてまいります。

次に、令和7年度における高齢者保健事業の取組についてであります。はじめに、高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施事業については、今年度新たに2町が加わり、計画どおり県内全市町村で実施されております。既に実施している市町村では、地域ごとに工夫したメニューを展開しており、その好事例や課題に関して情報共有を図りながら、事業の充実に向けた支援を続けてまいります。健康診査事業については、更なる受診率向上のため、市町村への健診費用の補助のみならず、AIを活用した受診勧奨通知等を引き続き実施してまいります。低栄養防止・重症化予防等推進事業については、糖尿病性腎症重症化予防事業として、引き続き、プログラムの対象者に対し、医療機関への受診勧奨および保健指導を実施してまいります。高血圧症重症化予防事業および適正服薬相談事業については、本県の課題である、高血圧や服薬に課題のある方に対し、医療機関への受診や薬局への相談を促してまいります。医療費等データ分析事業については、第3期データヘルス計画に基づき、分析データや洗い出された課題などを基に、事業の見直しや新規事業の立案につなげ、効率的・効果的な保健事業を実施するとともに、市町村へ分析データの提供を行いながら、取組に対する支援を行ってまいります。最後に、メディア広報事業については、引き続きテレビCMやポスターを活用した広報活動を実施し、被保険者の方々への周知や健康診査受診行動への意識付けを行うことにより、受診率の向上を図ってまいります。

今後、高齢化が進展する中であって、これら的高齢者保健事業の重要性が一層増していくことから、引き続き、県や市町村など、関係機関との連携のもと、充実を図ってまいります。

さて、今議会には、条例案4件、単行案1件、令和6年度補正予算案2件、令和7年度当

初予算案 2 件、以上の 9 件を提案いたしております。

はじめに、議案第 1 号「秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件」についてであります。これは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、保険料均等割の軽減判定に係る基準額を改めるもの、および新型コロナウイルス感染症が第 5 類へ移行し、当広域連合における同感染症に係る傷病手当金支給規則に定める請求期限が経過することから、傷病手当金の支給に係る規定を削除しようとするものであります。

次に、議案第 2 号「秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する件」並びに、議案第 3 号「秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する件」についてであります。

これらは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次に、議案第 4 号「秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件」についてであります。これは、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次に、議案第 5 号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件」についてであります。これは、令和 7 年 3 月 31 日に予定される井川町・潟上市共有財産管理組合の解散に伴い、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することから、当該事務組合の構成団体である本広域連合の議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第 6 号「令和 6 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」についてであります。今回の補正は、一般会計の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、前年度決算剰余金の精算に伴う、共通経費負担金と繰越金との財源振替、および事業費の決算見込みに伴い、歳入歳出予算の均衡を図るために行うものであります。また、債務負担行為として、9 件を設定するものであります。

次に、議案第 7 号「令和 6 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。今回の補正は、共通経費充当事業の決算見込みに伴うもののほか、療養給付費等の実績確定に伴う国・県等への返還金、保健事業費等の財源振替、令和 6 年度に繰り越した剰余金の、財政調整基金への積立金などを計上したものであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ 13 億 4,340 万 3 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1,555 億 8,923 万 1 千円とするものであります。また、債務負担行為として、13 件を設定するものであります。

次に、議案第 8 号「令和 7 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について

であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億7,278万7千円とするものであります。歳入の主な内容につきましては、1款、分担金及び負担金は、市町村負担金として、6億7,075万8千円、3款、諸収入は、事務局職員の宿舍使用料負担金等として、202万8千円を計上しております。歳入につきましては、以上であります。

続いて、歳出の主な内容につきましては、1款、議会費は、議員報酬および議会開催経費等として、71万円、2款、総務費は、事務局職員の人件費をはじめとする、事務局経費等として、2億1,011万5千円、3款、民生費は、秋田県国民健康保険団体連合会への負担金や業務委託経費、標準システム関連経費など、特別会計において市町村共通経費を財源に行う事業に充てる繰出金として、4億5,896万2千円、4款、予備費は、前年度と同額の300万円を計上しております。歳出につきましては、以上であります。また、債務負担行為として、1件を設定するものであります。

次に、議案第9号「令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,558億6,446万3千円とするものであります。また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を100億円とするものであります。併せて、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとして、保険給付費内での各項の間の流用を可能とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款、市町村支出金は、市町村負担金として273億7,727万2千円、2款、国庫支出金は、541億5,518万円、3款、県支出金は、131億5,398万1千円、4款、支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金として、596億2,203万4千円、5款、特別高額医療費共同事業交付金は、5,180万7千円、6款、繰入金は、一般会計からの繰入金として4億5,896万2千円、基金繰入金として9億3,339万4千円、9款、諸収入は、1億1,183万円を計上しております。

歳入につきましては、以上であります。続いて、歳出の主な内容につきましては、1款、総務費は、秋田県国民健康保険団体連合会への業務委託経費等の負担金や、システム運用作業業務に係る経費等として5億4,051万1千円、2款、保険給付費は、療養諸費、高額療養諸費およびその他医療給付費として1,542億6,239万3千円、4款、特別高額医療費共同事業拠出金は、1億1,523万6千円、5款、支払基金拠出金は、子育てを全世代で支援するため出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者の保険料から拠出する経費として1億3,391万円、6款、保健事業費は、7億8,652万5千円、7款、公債費は、255万1千円、8款、諸支出金は、2,033万6千円、9款、予備費は、300万円を計上しております。歳出につきましては、以上であります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定をたまわりますよう、お願い申し上げます。

日程第6 一般質問

○議長（黒沢龍己） 日程第6、一般質問を行います。通告がございませんので、以上で一般質問を終了いたします。

日程第7 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件

日程第8 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する件

日程第9 議案第3号 秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する件

日程第10 議案第4号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件

日程第11 議案第5号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更についての協議に関する件

日程第12 議案第6号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第7号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第8号 令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第15 議案第9号 令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

○議長（黒沢龍己） 日程第7、議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件から、日程第15、議案第9号、令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算まで、以上9件を一括議題といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第1号、秋田県後

期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件から、日程第15、議案第9号、令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算まで、以上9件を一括して議題といたします。

これより議案第1号から議案第9号までに対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で質疑を終了いたします。

これより議案第1号から議案第9号までに対する討論を行います。通告がございませんので、以上で討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第4号、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第5号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第6号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第7号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14議案審議（委員会提出議案）

○議長（黒沢龍己） 日程第16、委員会提出議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第37条第3項の規定に基づき、提出者の説明は省略いたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。質疑通告等のため、暫時休憩いたします。

【午後3時37分 休憩 ・ 午後3時38分 再開】

○議長（黒沢龍己）休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第16、委員会提出議案第1号の議事を継続いたします。

これより、委員会提出議案第1号に対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で、質疑を終了いたします。

これより、委員会提出議案第1号に対する討論を行います。通告がございませんので、以上で、討論を終了いたします。

これより、委員会提出議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。

委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認めます。したがって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（黒沢龍己） 広域連合長から発言の申し出がありますので発言を許可します。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切にご決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

当広域連合では、今後とも後期高齢者の健康保持増進と健全な財政運営に努め、市町村や関係機関と連携しながら、医療費の適正化や各種保健事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

閉 会

○議長（黒沢龍己） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで令和7年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時41分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会副議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員